⑴　納税義務者及び税額の計算

⑵　申告及び納付

⑴　納税義務者及び税額の計算

○　法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります。地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額とされています。

○　この各課税事業年度の課税標準法人税額とは、原則として、その法人の各事業年度の所得金額に対する法人税の額(基準法人税額)をいいます。

【関係法令】地方法4、5①、6①、7①、9、10

⑵　申告及び納付

○　法人税の中間申告書又は確定申告書を提出すべき法人は、地方法人税の中間申告書又は確定申告書を提出する必要があります。

○　地方法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限は、法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限と同じです。納付期限についても同様です。

【関係法令】地方法16、17、19、20、21